

令和 7 年 5 月宇治市議会臨時会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 4 3 号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市市税条例	1

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第26条（略） （市民税の申告） 第27条（略） 2～7（略） 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 第28条～第69条（略） （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第70条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規	第1条～第26条（略） （市民税の申告） 第27条（略） 2～7（略） 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第16項に規定する法人番号をいう。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 第28条～第69条（略） （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第70条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この節並びに附則第8条の4及び第15条の3において同じ。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この節並びに附則第8条の4及び第15条の3において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) 第70条の2～第88条 (略) (種別割の税率) 第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (新設)	定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この節並びに附則第8条の4及び第15条の3において同じ。)又は法人番号(番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この節並びに附則第8条の4及び第15条の3において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) 第70条の2～第88条 (略) (種別割の税率) 第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は_____定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ (略) (2)・(3) (略) 第90条～第94条 (略) (種別割の減免) 第95条 (略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)・(4) (略)	エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ (略) (2)・(3) (略) 第90条～第94条 (略) (種別割の減免) 第95条 (略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)・(4) (略)

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第96条 (略) 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示する</u>	(5) 原動機の総排気量又は<u>定格出力(第89条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第96条 (略) 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項におい</u>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
_____ _____ _____とともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び_____ _____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) (略) (新設) 3・4 (略) 第97条～第138条の2 (略) (特別土地保有税の減免) 第138条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなら	て同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) (略) 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4・5 (略) 第97条～第138条の2 (略) (特別土地保有税の減免) 第138条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなら

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
ない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略) 第139条～第145条 (略) 附 則 第1条～第7条の2 (略) (読替規定) 第8条 (略) 第8条の2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項若しくは第31項から第33項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	ない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 3 (略) 第139条～第145条 (略) 附 則 第1条～第7条の2 (略) (読替規定) 第8条 (略) 第8条の2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第15項まで、第17項、第19項、第24項、第31項若しくは第32項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは、「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
第8条の3 (略) 2～16 (略) 17 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。 18 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、3分の1とする。 19 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。 20・21 (略) (新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の4 (略) 2～12 (略) (新設) 13・14 (略) 第9条～第30条 (略)	第8条の3 (略) 2～16 (略) 17 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。 18 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、3分の1とする。 19 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、4分の3とする。 20・21 (略) (新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第8条の4 (略) 2～12 (略) <u>13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> 14・15 (略) 第9条～第30条 (略)